

基本施策18 ごみの減量と適正処理

【施策統括課：ごみ減量課 主な関係課：総務課、下水道課】

<現状と課題>

- 日本を含む経済先進国は、長きにわたり大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会経済構造のもとで経済規模を拡大してきており、近年では新興国の経済成長と人口増加も加わり世界的に資源消費量・廃棄物排出量が増加しています。国連で採択された「持続的な開発目標(SDGs)」では、持続可能な生産消費形態を確保するために、2030年までに廃棄物の発生防止や削減、再生利用および再利用により廃棄物の発生を大幅抑制することが盛り込まれており、国や東京都においても廃棄物の資源化・循環利用に着目した施策を進めていくこととしています。
- 国立市が収集した可燃ごみは、稲城市にある稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で構成する多摩川衛生組合が運営するクリーンセンター多摩川で焼却され、その後の焼却灰は日の出町にある25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚処分場においてエコセメントにリサイクルされ、土木建築資材として活用されています。また、不燃ごみは、市内にある環境センターへ搬入し、分別・破碎・圧縮等の工程を経て、専門業者が引き取り処理されています。
- 国立市は、廃棄物の排出が抑制され、また、排出された廃棄物もできる限り循環的に利用され、環境負荷ができる限り低減された社会(循環型社会)の形成を目指しています。循環型社会の形成に向け、平成22(2010)年度には埋め立てごみ「ゼロ」を達成し現在も継続中であり、また平成29(2017)年9月に家庭ごみ有料化を実施しました。
- しかし、家庭ごみ有料化実施後のごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみの搬出量は、依然として多摩地域の他市と比較して多い方に位置しており、ごみ焼却の中間処理及び最終処分を広域化して他の自治体に依存している状況であることから、中間・最終処分場の延命化やごみ処理過程における環境負荷の低減、限りある資源・エネルギーの有効活用を図るためにもより一層の発生抑制と処理適正化を実施していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、新しい生活様式が推奨され、テレワークの推進等により在宅時間が増えたことで家庭から排出されるごみの量が増加しました。また、近年、国内各地で地震や豪雨等の大規模災害に伴う災害ごみも大量に発生していることから、このような非常時や災害時においてもごみ処理を適正に行うことができるよう平時から備えておく必要があります。
- 現在は、市民や事業者ができること、取り組むべき行動(エコアクション)を推進するための方策として「くにたちECOプロジェクト」と題し、5R(リデュース、リユース、リペア、リターン、リサイクル)²³の普及拡大に取り組んでいます。

23 「Reduce (リデュース) :ごみになるものを減らす」、「Reuse (リユース) :使い捨てせずにそのままの形状で何度も使う」、「Repair (リペア) :修理・修繕しながら物を大切に使う」、「Return (リターン) :使用済み製品を販売店へ返す」、「Recycle (リサイクル) :原材料として再生して使う」の頭文字をとったもので、循環型社会を実現するためのキーワード。

- 平成30(2018)年度に実施した「第16回国立市政世論調査」によると、今後、循環型社会の形成のために行政がすべきこととして、「事業者に対し、商品の包装を簡単にする等、ごみの量を減らす販売方法等を指導する」(37.4%)「ごみの分別などに対する指導を徹底する」(35.4%)、「市報やホームページなどにおいてごみ(廃棄物等)に関する情報をより詳しく提供する」(27.3%)が上位にあげられており、販売事業者等のごみ減量への協力推進や、ごみ分別や不適正排出に関する指導・広報の推進についての要望が多く挙げられています。
- 今後も引き続き、循環型社会の形成に向け、行政が先導的な役割を果たしながら、EPR(拡大生産者責任)²⁴を柱とした5Rや各種のリサイクルの取組等について、積極的な情報発信を行い、より多くの市民や事業者の主体的な活動を促進する必要があります。

<施策の目的及び体系>

廃棄物の発生抑制および適正処理を推進し、環境負荷ができる限り低減された社会(循環型社会)の形成を目指します。

基本施策18 ごみの減量と適正処理

展開方向1 多様な主体との連携・協働による発生抑制

展開方向2 再資源化の推進

展開方向3 環境負荷の少ない処理の推進

<展開方向1：多様な主体との連携・協働による発生抑制>

【目的】

多様な主体との連携・協働の下、市内から出されるごみの総量を抑制します。

【手段】

- ◆市民、事業者、行政の適切な役割分担と連携・協働の下、5Rの推進に取り組みます。
- ◆事業者に対する排出指導等を通じ、事業系ごみの減量・リサイクルを促進します。
- ◆EPRを推進するため、販売事業者の店頭資源回収への取り組みを支援するとともに、国や東京都に対してEPRの法制化等を要望していきます。
- ◆食品ロスを削減し、資源有効活用・可燃ごみ削減を促進するため、啓発活動を推進し、事業者の取り組みを支援します。

24 「Extended Producer Responsibilityの略であり、製品等の生産者に、製品等が廃棄された後の処分やリサイクルに責任を持たせようという考え方。この考え方が推進されることで、生産者は製品等の設計段階からごみになりにくいものやリユース・リサイクルしやすいものを作るようになるため、環境負荷の低い製品等がまちに広がっていき、結果としてごみが減っていくと考えられている。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023 年	2027 年
1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量	g	年間の総ごみ排出量 ²⁵ / 人口 / 年間日数	746.2 (2018 年)	708.9	693.7

<展開方向 2 : 再資源化の推進>

【目的】

循環型社会の形成に向け、限りある貴重な資源を有効活用します。

【手段】

- ◆全市的にごみの分別排出の徹底が図られるよう、収集作業における不適正排出の確認や周知啓発等の強化に取り組みます。
- ◆再資源化を促進するため、適正な分別作業および再資源化業者への引渡しを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023 年	2027 年
総資源化率	%	(資源ごみからの資源化量 + 集団回収量 + 収集後資源化量) / (総ごみ量 + 集団回収量) × 100	36.9 (2018 年)	42.2	44.2

<展開方向 3 : 環境負荷の少ない処理の推進>

【目的】

環境に配慮した安全なごみ処理を安定的に推進します。

【手段】

- ◆ごみ処理による環境負荷を低減するため、焼却残渣のエコセメント化等の従来からの取組に加え、より高効率な資源化や収集運搬の効率化に取り組みます。
- ◆し尿及び生活排水の適正な処理を行うとともに、仮設便所を除く 100% の水洗化を目指します。
- ◆公共施設から出されるごみのリサイクルや分別の徹底に向け、職員のごみに対する意識向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023 年	2027 年
焼却残渣排出量	t	同左	1,676 (2018 年)	1,148	1,084

25 総ごみ排出量：可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(集団回収を含む)、粗大ごみ、有害ごみの合計量。